

令和5年度 第1回山口県国民健康保険運営協議会 会議録（概要）

1 開催日時

令和5年11月20日（月） 14:00～15:30

2 開催場所

山口県庁本館棟4階 共用第4会議室

3 出席者

運営協議会委員：10人

4 議題

- (1) 本県の国民健康保険の概況について
- (2) 令和4年度国民健康保険特別会計決算剰余金の使途について
- (3) 第二期山口県国民健康保険運営方針の策定について

主な質疑応答・意見等 [●：委員 □：事務局]

【本県の国民健康保険の概況について】

特に質疑無し。

【令和4年度国民健康保険特別会計決算剰余金の使途について】

※ 県から協議会に対して諮問のあった令和4年度国民健康保険特別会計決算剰余金の使途については、事務局案のとおり承認された。

- 令和5年度末決算に備えて約40億円留保するとのことあったが、仮に保険給付費が留保の40億円で不足の場合は国保財政安定化基金に積み立てる予定の7億円から流用するのか。また、保険給付費に対しが40億円が過剰の場合はどのような扱いとなるのか。
- 保険給付費が留保の40億円で不足の場合は、基金積立額の縮減や国保財政安定化基金等から拠出する。留保に残額が生じた場合は翌年度への繰越金とする。

【第二期山口県国民健康保険運営方針の策定について】

※ 素案概要について説明。

令和6年2月開催の次回協議会において、最終案を諮問する予定。

- 保険料水準の統一により、医療費水準の低い市町は事業費納付金の負担が増加するので、負担緩和策があるとのことだが具体的にどのようなものか。
- 既存の交付金の組み替えにより、統一しなかった時との差額を交付する予定。
- 資料3（別冊1）7ページの医療費適正化の取組が高い水準で平準化するための仕組みの構築とは何か。
- 国の保険者努力支援制度により主に医療費適正化への取組に応じて交付金が出される。取組がすぐに医療費の適正化に繋がるとは限らないが、保険料水準を統一するためにも市町間での取組の差が縮減するよう、県として指導助言により取組の推進を図る。